## 鈴鹿亀山地区広域連合独自報酬算定基準

## 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

算定項目・要件	単位数
○看護師配置加算	
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について, 指定を受	
けた日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令	
和7年3月までのいずれかの期間に限り、専らその職務に従	
事する保健・福祉・医療で1年以上の実務経験を有する看護師	
を常勤換算方法で1名以上配置した場合においては、1月に	1月につき 250 単位
つき所定単位数を加算する。	
ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所	
在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又	
は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建	
物に居住する利用者については算定しない。	
○広報周知活動推進加算	
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について, 指定を受	
けた日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令	
和7年3月までのいずれかの期間に限り、関係者への広報等	
の配布に加えておおむね半年に1回以上, 医療関係者及び介	
護支援専門員等の関係者へ事業の理解及び利用促進を図ると	
ともに、地域との連携等の向上に資することを目的として、医	1月につき 250 単位
療機関等への訪問等による広報周知活動(おおむね 60 分以上	1月(に) 230 単位
とする。)を行う場合においては、1月につき所定単位数を加	
算する。	
ただし, 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所	
在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又	
は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建	
物に居住する利用者については算定しない。	

## 2 看護小規模多機能型居宅介護

算定項目・要件	単位数
○看護師配置加算	
指定看護小規模多機能型居宅介護について、指定を受けた	
日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令和7	
年3月までのいずれかの期間に限り、専らその職務に従事す	
る保健・福祉・医療で1年以上の実務経験を有する看護師を常	1月につき 250 単位
勤換算方法で1名以上配置した場合においては, 1月につき	
所定単位数を加算する。	
ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一の	
建物に居住する利用者については算定しない。	
○広報周知活動推進加算	
指定看護小規模多機能型居宅介護について、指定を受けた	
日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令和7	
年3月までのいずれかの期間に限り、関係者への広報等の配	
布に加えておおむね半年に1回以上, 医療関係者及び介護支	
援専門員等の関係者へ事業の理解及び利用促進を図るととも	1月につき 250 単位
に、地域との連携等の向上に資することを目的として、医療機	
関等への訪問等による広報周知活動(おおむね60分以上とす	
る。)を行う場合においては、1月につき所定単位数を加算す	
る。	
ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一の	
建物に居住する利用者については算定しない。	